

美濃加茂市議会  
第2回定例会議案

平成28年6月6日

目 次

ページ

承第 2号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度美濃加茂市一般会計補正予算（第8号））	1
承第 3号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号））	1 3
承第 4号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	4 0
承第 5号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	4 8
承第 6号	専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について）	5 3
議第 37号	美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	5 5
議第 38号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	5 9
議第 39号	美濃加茂市ふるさと文庫基金条例の一部を改正する条例について	6 2
議第 40号	美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	6 3
議第 41号	美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について	6 5
議第 42号	美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	6 7
議第 43号	平成28年美濃加茂市一般会計補正予算（第2号）	6 9
議第 44号	美濃加茂市固定資産評価員の選任について	1 0 6
議第 45号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	1 0 7

承第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成28年3月25日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

## 平成27年度美濃加茂市一般会計補正予算（第8号）

平成27年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,074,395千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		580,162	9,846	590,008
	1 繰越金	580,162	9,846	590,008
歳入合計		19,064,549	9,846	19,074,395

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 土木費		2,115,557	9,846	2,125,403
	2 道路橋りょう費	513,875	9,846	523,721
歳 出	合 計	19,064,549	9,846	19,074,395



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 土木費	2,115,557	9,846	2,125,403
歳出合計	19,064,549	9,846	19,074,395





2 歳 入

(款) 19 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	580,162	9,846	590,008
	1	繰越金	580,162	9,846	590,008
		1 繰越金	580,162	9,846	590,008

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	9,846	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 7 土木費  
(項) 2 道路橋りょう費

7	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	2,115,557	9,846	2,125,403		9,846
	2	道路橋りょう費	513,875	9,846	523,721		9,846
	2	道路新設改良費	226,275	9,846	236,121		9,846

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	9,846	県道改良事業負担金	県道改良推進事業 9,846



承第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成28年3月28日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

平成 27 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 9 号）

平成 27 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 55,203 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,129,598 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		253,665	△10,909	242,756
	1 使用料	154,640	△10,909	143,731
14 国庫支出金		2,358,100	51,550	2,409,650
	2 国庫補助金	715,518	51,550	767,068
15 県支出金		1,242,626	△45,500	1,197,126
	2 県補助金	428,990	△45,500	383,490
16 財産収入		53,337	450	53,787
	1 財産運用収入	43,173	450	43,623
17 寄附金		152,065	84,953	237,018
	1 寄附金	152,065	84,953	237,018
19 繰越金		590,008	△25,341	564,667
	1 繰越金	590,008	△25,341	564,667
歳入合計		19,074,395	55,203	19,129,598

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,306,646	85,377	2,392,023
	1 総務管理費	1,823,030	85,377	1,908,407
3 民生費		6,938,241	△30,174	6,908,067
	1 社会福祉費	3,616,423	26	3,616,449
	2 児童福祉費	2,972,373	△30,200	2,942,173
歳 出	合 計	19,074,395	55,203	19,129,598

第2表

## 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総合医療センター用地造成事業	千円 4,174
		長良川鉄道経営安定支援事業	3,000
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉会館事務	864
	2 児童福祉費	ICT活用保育事業	52,550
6 商工費	1 商工費	中小企業支援事業	2,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう補修事業	19,025
	3 河川費	加茂川総合内水対策事業	17,190
9 教育費	1 教育総務費	いじめ対策事業	245
	6 保健体育費	体育館管理事業	14,830

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
7 土木費	4 都市計画費	かわまちづくり整備事業	千円 31,000	千円 62,804







2 歳 入

(款) 13 使用料及び手数料  
(項) 1 使用料

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
13		使用料及び手数料	253,665	△10,909	242,756
	1	使用料	154,640	△10,909	143,731
	6	土木使用料	102,433	△10,909	91,524

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 住宅使用料	△10,909	1 市営住宅使用料

(款) 14 国庫支出金  
 (項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,358,100	51,550	2,409,650
	2	国庫補助金	715,518	51,550	767,068
	2	民生費国庫補助金	261,564	51,550	313,114

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費 補助金	51,550	1 地方創生加速化交付金（ICT活用保育事業）

(款) 15 県支出金  
(項) 2 県補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		県支出金	1,242,626	△45,500	1,197,126
	2	県補助金	428,990	△45,500	383,490
	2	民生費県補助金	335,247	△45,500	289,747

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 児童福祉費 補助金	△45,500	1 保育所等緊急整備事業費補助金

(款) 16 財産収入  
 (項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		財産収入	53,337	450	53,787
	1	財産運用収入	43,173	450	43,623
	2	利子及び配当金	13,989	450	14,439

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金利子	450	1 財政調整基金利子 349 2 減債基金利子 47 3 福祉基金利子 26 4 庁舎建設基金利子 28

(款) 17 寄附金  
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄 附 金	152,065	84,953	237,018
	1	寄 附 金	152,065	84,953	237,018
		1 一般寄附金	150,001	84,953	234,954

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般寄附金	84,953	1 一般寄附金

(款) 19 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	590,008	△25,341	564,667
	1	繰越金	590,008	△25,341	564,667
		1 繰越金	590,008	△25,341	564,667

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	△25,341	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
2		総務費	2,306,646	85,377	2,392,023	85,377		
	1	総務管理費	1,823,030	85,377	1,908,407	85,377		
		3	財政管理費	166,139	85,349	251,488	財産収入	396
							寄附金	84,953
5	財産管理費	296,473	28	296,501	財産収入	28		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
25 積立金	85,349	財政調整基金積立金 349 減債基金積立金 47 ふるさと納税基金積立金 84,953	財政管理事業 85,349
25 積立金	28	庁舎建設基金積立金	財産管理事務費 28

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	民生費	6,938,241	△30,174	6,908,067	6,076	△36,250
1	社会福祉費	3,616,423	26	3,616,449	26	
1	社会福祉総務費	641,985	26	642,011	財産収入 26	
2	児童福祉費	2,972,373	△30,200	2,942,173	6,050	△36,250
3	児童保育費	697,506	△82,750	614,756	県支出金 △45,500	△37,250
4	保育園施設費	698,695	52,550	751,245	国庫支出金 51,550	1,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	26	福祉基金積立金	市民福祉事務費 26
19 負担金、補助及び交付金	△82,750	私立保育園施設整備補助金	私立保育園運営費等補助事業 △82,750
9 旅費	783	普通旅費	I C T活用保育事業 52,550
11 需用費	147	消耗品費 97 印刷製本費 50	
12 役務費	60	郵便料	
13 委託料	51,500	I C T活用保育事業	
14 使用料及び賃借料	60	コピー機使用料	

(款) 7 土木費  
(項) 5 住宅費

7	5	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			土木費	2,125,403	0	2,125,403	△10,909	10,909
			住宅費	37,356	0	37,356	△10,909	10,909
			住宅管理費	37,356	0	37,356	使用料手数料 △10,909	10,909

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		

承第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例

（美濃加茂市税条例の一部を改正する条例）

第1条 美濃加茂市税条例（昭和29年美濃加茂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(災害等による期限の延長) 第11条の2 市長は、広範囲にわたる災害 その他やむを得ない理由により、法又はこの 条例に定める申告、申請、請求その他書 類の提出（ <u>審査請求</u> に関するものを除 く。）又は納付若しくは、納入（以下本条 中「申告等」という。）に関する期限まで にこれらの行為をすることができないと認 める場合には、地域、期日その他必要な事 項を指定して当該期限を延長するものとす る。 2～5 (略) (固定資産税の非課税の申告)	(災害等による期限の延長) 第11条の2 市長は、広範囲にわたる災害 その他やむを得ない理由により、法又はこの 条例に定める申告、申請、請求その他書 類の提出（ <u>不服申立て</u> に関するものを除 く。）又は納付若しくは、納入（以下本条 中「申告等」という。）に関する期限まで にこれらの行為をすることができないと認 める場合には、地域、期日その他必要な事 項を指定して当該期限を延長するものとす る。 2～5 (略) (固定資産税の非課税の申告)

第42条の2 (略)

第42条の3 法第348条第2項第9号、  
第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条

第42条の2 (略)

第42条の3 法第348条第2項第9号、  
第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有

第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第42条の5の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定

に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第42条の5の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 (略)

11 (略)

12 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) (略)

9 (略)	9 (略)
-------	-------

(美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成27年美濃加茂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
(市たばこ税に関する経過措置)	(市たばこ税に関する経過措置)						
第4条 (略)	第4条 (略)						
2 (略)	2 (略)						
3 前項の規定の適用がある場合における改正後の条例第80条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	3 前項の規定の適用がある場合における改正後の条例第80条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">第80条 第1項</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">施行規則第3 4号の2様式</td> <td style="width: 70%;">地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</td> </tr> </table>	第80条 第1項	施行規則第3 4号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">第80条 第1項</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">施行規則第3 4号の2様式</td> <td style="width: 70%;">地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）<u>第1条の規定</u>による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</td> </tr> </table>	第80条 第1項	施行規則第3 4号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第80条 第1項	施行規則第3 4号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式					
第80条 第1項	施行規則第3 4号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式					
(略)	(略)						
4～6 (略)	4～6 (略)						
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句	7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句						

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第80条第5項	(略)
第82条の2第1項	(略)
第83条第2項	(略)

8・9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)					
第6項	(略)				
第7項の表以外の部分	<table border="1"> <tr> <td>第4項の</td> <td>第9項の</td> </tr> <tr> <td>同項から前項まで</td> <td>同項、第5項及び前項</td> </tr> </table>	第4項の	第9項の	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
第4項の	第9項の				
同項から前項まで	同項、第5項及び前項				
第7項の表第12条の項	(略)				
(略)					
第7項の表第80条第5項の項	(略)				
第7項の表第82条の2第1項の項	(略)				
第7項の表第83条第2項の項	(略)				
(略)					

11 略

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第80条第5項	(略)
第82条の2	(略)
第83条第2項	(略)

8・9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)					
第6項	(略)				
第7項の表以外の部分	<table border="1"> <tr> <td>第4項</td> <td>第9項</td> </tr> <tr> <td>から</td> <td>、第5項及び</td> </tr> </table>	第4項	第9項	から	、第5項及び
第4項	第9項				
から	、第5項及び				
第7項の表第12条の項	(略)				
(略)					
第7項の表第80条第5項の項	(略)				
第7項の表第82条の2の項	(略)				
第7項の表第83条第2項の項	(略)				
(略)					

11 略

1 2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6項	(略)	
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項 まで	第11項の 同項、第5項 及び前項
第7項の表第12条の項	(略)	
(略)		
第7項の表第80条第5項の項	(略)	
第7項の表第82条の第2第1項の項	(略)	
第7項の表第83条第2項の項	(略)	
(略)		

1 3 略

1 4 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6項	(略)	
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項	第13項の 同項、第5項

1 2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6項	(略)	
第7項の表以外の部分	第4項 から	第11項 、第5項及び
第7項の表第12条の項	(略)	
(略)		
第7項の表第80条第5項の項	(略)	
第7項の表第82条の2の項	(略)	
第7項の表第83条第2項の項	(略)	
(略)		

1 3 略

1 4 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6項	(略)	
第7項の表以外の部分	第4項 から	第13項 、第5項及び



	まで	及び前項			
第7項の表第 12条の項	(略)		第7項の表第 12条の項	(略)	
(略)			(略)		
第7項の表第 82条の2第 1項の項	(略)		第7項の表第 82条の2の 項	(略)	
第7項の表第 83条第2項 の項	(略)		第7項の表第 83条第2項 の項	(略)	
(略)			(略)		

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の美濃加茂市税条例（以下「改正後の条例」という。）第42条の3、条例附則第6条の2及び条例附則第6条の3の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例附則第6条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 改正後の条例附則第6条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 改正後の条例附則第6条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 改正後の条例附則第6条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 改正後の条例附則第6条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

承第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成28年6月6日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例

美濃加茂市都市計画税条例（昭和32年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(納税義務者等) 第2条 (略) 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第22項から第24項まで</u> 、第26項、第28項から第31項まで、 <u>第33項又は第34項の規定</u> の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3・4 (略)	(納税義務者等) 第2条 (略) 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第23項、第24項</u> 、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3・4 (略)

附 則

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

3 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき

附 則

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

3 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都

市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 8 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における

市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 8 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における

<p>都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第15条第1項、<u>第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第34項</u>」とあるのは「若しくは<u>第34項</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>	<p>都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第15条第1項、<u>第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項若しくは第34項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第28項</u>」とあるのは「若しくは<u>第28項</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年美濃加茂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 2 第1条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条の規定は、 <u>平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第116号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付</u>	附 則 (経過措置) 2 第1条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条の規定は、 <u>平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課</u>

<p><u>がされた場合には当該納税通知書の交付)</u> <u>又は同法第417条第1項後段の規定による通知</u> (以下この項において「<u>公示等</u>」という。) <u>がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合</u>については、なお、従前の例による。</p>	<p><u>税台帳に登録された価格に係る審査の申出</u>については、なお、従前の例による。</p>
---	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



議第 37 号

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 28 年 6 月 6 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 8 年美濃加茂市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（自動車の使用及びポスターの作成の公営）</p> <p>第 2 条 美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により美濃加茂市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ポスターを作成する場合 候補者 1 人について、<u>5 2 5 円 6 銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>3 1 0, 5 0 0 円</u>を加えた金額を当該選</p>	<p>（自動車の使用及びポスターの作成の公営）</p> <p>第 2 条 美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により美濃加茂市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ポスターを作成する場合 候補者 1 人について、<u>5 1 0 円 4 8 銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>3 0 1, 8 7 5 円</u>を加えた金額を当該</p>

挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額

（自動車の使用の公費負担額等）

第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条第1号の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) (略)

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

イ 当該契約が自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額

（自動車の使用の公費負担額等）

第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条第1号の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) (略)

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

イ 当該契約が自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,300円を超える場合には、15,300円）の合計金額

ロ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数(第1号の契約が締結されている場合には、当該日数から当該契約が締結されている日数を減じて得た日数)を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ハ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手(同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

2 (略)

ロ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数(第1号の契約が締結されている場合には、当該日数から当該契約が締結されている日数を減じて得た日数)を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ハ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手(同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

2 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、

施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第38号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成28年6月6日

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
(委員の任期)					(委員の任期)				
第4条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げる <u>期間</u> とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。					第4条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げる <u>年数</u> とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。				
2 (略)					2 (略)				
別表（第1条—第4条関係）					別表（第1条—第4条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期	附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期
(略)					(略)				
母子保健連絡協議会	(略)				母子保健連絡協議会	(略)			
美濃加茂市予防疫種健康被	予防疫種健康被 に関連して発生し	(1) 加茂医師会所属の医師	(略)		美濃加茂市予防疫種健康被	予防疫種健康被 に関連して発生し	(1) 加茂医師会所属の医師	(略)	

害調査委員	た健康被害に関すること。	(2) 予防接種に関して専門的知識を有する者 (3) <u>可茂保健</u> 所長			
美濃加茂市高齢者施策等運営協議会	(略)				
(略)					
美濃加茂市文化会館のあり方検討委員会	(略)				
美濃加茂市女性活躍推進市民会議	美濃加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画の推進に関すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募による市民	10人以内	1年	
2 教育委員会の附属機関					
(略)					

附 則

(施行期日)

- この条例は公布の日から施行する。  
(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条、第5条関係)	別表(第2条、第5条関係)

区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)			
美濃加茂市文化会館のあり方検討委員	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例	日額 5,500円（職務の時間が2時間未満の場合は、3,000円）	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額
美濃加茂市女性活躍推進市民会議委員			
美濃加茂市地籍調査推進員			
(略)			

備考

- 1 別表に掲げる者のほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者については、規則で定める。
- 2 附属機関に臨時委員を設置したときは、当該臨時委員の報酬及び費用弁償については、附属機関の委員の報酬の例による。

区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)			
美濃加茂市文化会館のあり方検討委員	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例	日額 5,500円（職務の時間が2時間未満の場合は、3,000円）	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額
美濃加茂市地籍調査推進員			
(略)			

備考

- 1 別表に掲げる者のほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者については、規則で定める。
- 2 附属機関に臨時委員を設置したときは、当該臨時委員の報酬及び費用弁償については、附属機関の委員の報酬の例による。

議第39号

美濃加茂市ふるさと文庫基金条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市ふるさと文庫基金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成28年6月6日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市ふるさと文庫基金条例の一部を改正する条例

美濃加茂市ふるさと文庫基金条例（平成6年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 本市にゆかりのある文化的資料等を <u>冊子及び物品として</u> 、市民等に提供するため、美濃加茂市ふるさと文庫基金（以下「基金」という。）を設置する。  (基金の額) 第2条 (略) 2 <u>市長は、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算</u> の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、 <u>積立額相当額を増加するものとする。</u>  (運用益金等の処理) 第5条 <u>基金の運用及び基金の設置目的を達成するために必要な事業</u> から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。	(設置) 第1条 本市にゆかりのある文化的資料等を <u>冊子にまとめ</u> 、市民等に提供するため、美濃加茂市ふるさと文庫基金（以下「基金」という。）を設置する。  (基金の額) 第2条 (略) 2 <u>必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。</u> 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、 <u>積立額相当額増加するものとする。</u>  (運用益金の処理) 第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、 <u>この基金に編入するものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議第40号

美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成28年6月6日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例  
美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例（平成27年美濃加茂市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(実施施設)</p> <p>第4条 一時預かりを実施する施設（以下「<u>実施施設</u>」という。）は、<u>法第34条の13に規定する基準を満たさなければならない。</u></p> <p>(委託)</p> <p>第17条 <u>市長は、一時預かりの実施を委託することができる。</u></p> <p>(実施施設の認定等)</p> <p>第18条 <u>前条の規定により一時預かりの委託を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請し、実施施設の認定を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の申請があったときは、その</u></p>	<p>(実施施設)</p> <p>第4条 一時預かりを実施する<u>保育所は、美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成27年美濃加茂市条例第2号）第3条に規定する保育園のうち、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>太田第一保育園</u></p> <p>(2) <u>山之上保育園</u></p>

<p><u>内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。</u></p> <p>3 <u>実施施設の認定を受けた者は、認定内容に変更が生じたときは、その都度市長に申請し、変更の許可を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する申請を受けたときは、第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(認定の取消し)</u></p> <p>第19条 <u>市長は、前条の規定により認定を受けた実施施設が第4条の基準に適合しなくなったとき、又は市長が実施施設として不適格であると認めるときは、当該認定を取り消すものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p>
--	-----------------------------

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 1 号

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 6 月 6 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年美濃加茂市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。） <u>第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項</u> の規定に基づき、地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。  (職員に係る基準及び当該職員の員数) 第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員（省令 <u>第 1 4 0 条</u>	(趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。） <u>第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項</u> の規定に基づき、地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。  (職員に係る基準及び当該職員の員数) 第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員（省令 <u>第 1 4 0 条</u>

<p><u>の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</u></p>	<p><u>の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例第4条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに

議第 4 2 号

美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 6 月 6 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 2 年美濃加茂市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第 8 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支援施設及び支援施設内の<u>器物</u>、備品等を故意に破損し、汚損し、又は持ち出さないこと。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>別表（第 3 条関係）</p>			<p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第 8 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支援施設及び支援施設内の<u>什器</u>、備品等を故意に破損し、汚損し、又は持ち出さないこと。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>別表（第 3 条関係）</p>		
サービスの種類	サービスの内容	対象者	サービスの種類	サービスの内容	対象者
生活介護（法 5 条第 7 項の生活介護をいう。）	1 入浴、排せつ及び食事等の介護	法第 1 9 条第 1 項の規定による介護	就労継続支援 B 型（法 5 条第 1 4 項の就労継続支援のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	1 就労及び生産活動の <u>機会</u> の提供	法第 1 9 条第 1 項の規定による介護
	2 調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活	給付費等の支給決		2 前項の <u>機会</u> を通じて知識及び能力が高	給付費等の支給決

	<u>等に関する相談、助言</u> <u>3 日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供</u> <u>4 身体機能及び生産能力の向上のための必要な支援</u>	<u>定を受けた障害者</u>	<u>するための法律施行規則第6条の10第2号の就労継続支援B型をいう。)</u>	<u>まった者に対しての就労への移行に向けた支援</u> <u>3 利用者が一定期間サービスの利用をしなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助等</u>	<u>定を受けた障害者</u>
<u>就労継続支援B型(法第5条第14項の就労継続支援のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10第2号の就労継続支援B型をいう。)</u>	<u>1 就労及び生産活動の機会の提供</u> <u>2 前項の機会を通じて知識及び能力が高まった者に対しての就労への移行に向けた支援</u> <u>3 利用者が一定期間サービスの利用をしなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助等</u>				

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

議第 4 3 号

平成 2 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 8 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 4, 3 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9, 7 4 0, 3 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 8 年 6 月 6 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		477,002	1,206	478,208
	2 負担金	476,951	1,206	478,157
14 国庫支出金		2,379,634	△44,639	2,334,995
	1 国庫負担金	1,756,546	1,110	1,757,656
	2 国庫補助金	609,958	△45,749	564,209
15 県支出金		1,189,517	35,512	1,225,029
	1 県負担金	729,707	555	730,262
	2 県補助金	315,269	34,957	350,226
19 繰越金		600,000	204,211	804,211
	1 繰越金	600,000	204,211	804,211
20 諸収入		740,345	1,321	741,666
	4 雑入	473,518	1,321	474,839
21 市債		1,459,500	△53,300	1,406,200
	1 市債	1,459,500	△53,300	1,406,200
歳入合計		19,596,030	144,311	19,740,341



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		165,273	1,076	166,349
	1 議会費	165,273	1,076	166,349
2 総務費		2,442,518	13,987	2,456,505
	1 総務管理費	1,960,502	180	1,960,682
	3 戸籍住民基本台帳費	86,424	13,807	100,231
3 民生費		6,754,031	36,161	6,790,192
	2 児童福祉費	2,908,379	36,161	2,944,540
5 農林業費		546,758	45,015	591,773
	1 農業費	418,706	3,081	421,787
	2 林業費	128,052	41,934	169,986
6 商工費		808,950	621	809,571
	1 商工費	808,950	621	809,571
8 消防費		689,241	5,021	694,262
	1 消防費	689,241	5,021	694,262
9 教育費		2,695,666	42,430	2,738,096
	2 小学校費	550,446	13,000	563,446
	5 社会教育費	882,749	8,805	891,554
	6 保健体育費	693,373	20,625	713,998
歳 出 合 計		19,596,030	144,311	19,740,341

第2表

地 方 債 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	利 率	限 度 額	利 率
かわまちづくり整備事業	千円 115,500	年4.0%以内	千円 62,200	年4.0%以内







2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金  
(項) 2 負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
12		分担金及び負担金	477,002	1,206	478,208
	2	負 担 金	476,951	1,206	478,157
	2	民生費負担金	353,904	1,206	355,110

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 負担金	1,206	1 私立保育園一時保育自己負担金

(款) 14 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,379,634	△44,639	2,334,995
	1	国庫負担金	1,756,546	1,110	1,757,656
	1	民生費国庫負担金	1,754,418	1,110	1,755,528
	2	国庫補助金	609,958	△45,749	564,209
	1	総務費国庫補助金	5,066	13,007	18,073
	2	民生費国庫補助金	113,933	526	114,459
	6	土木費国庫補助金	278,456	△59,282	219,174

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費負担金	1,110	1 母子生活支援施設入所措置費
1 戸籍住民基本台帳費補助金	13,007	1 個人番号カード交付事務費補助金
2 児童福祉費補助金	526	1 子ども・子育て支援事業補助金
2 都市計画費補助金	△59,282	1 社会資本整備総合交付金（かわまちづくり整備事業）

(款) 15 県支出金  
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		県支出金	1,189,517	35,512	1,225,029
	1	県負担金	729,707	555	730,262
	1	民生費県負担金	702,690	555	703,245
	2	県補助金	315,269	34,957	350,226
	2	民生費県補助金	248,923	526	249,449
	4	農林業費県補助金	28,646	30,131	58,777
	6	教育費県補助金	4,381	4,300	8,681

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	555	1 母子生活支援施設入所措置費	
3 児童福祉費補助金	526	1 子ども・子育て支援事業補助金	
2 林業費補助金	30,131	1 集落環境保全整備事業補助金 2 清流の国ぎふ森林・環境基金事業（里山林整備事業等）	2,356 27,775
2 社会教育費補助金	4,300	1 清流の国ぎふ推進補助金	

(款) 19 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	600,000	204,211	804,211
	1	繰越金	600,000	204,211	804,211
	1	繰越金	600,000	204,211	804,211

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	204,211	1 前年度繰越金

(款) 20 諸収入  
(項) 4 雑収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		諸収入	740,345	1,321	741,666
	4	雑収入	473,518	1,321	474,839
	6	雑収入	137,822	1,321	139,143

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 商工費雑入	621	1 プレミアム商品券余剰金
8 教育費雑入	700	1 坪内逍遙大賞記念事業入場料

(款) 21 市 債  
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		市 債	1,459,500	△53,300	1,406,200
	1	市 債	1,459,500	△53,300	1,406,200
		1 土 木 債	260,600	△53,300	207,300

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 都市計画債	△53,300	1 社会資本整備総合交付金事業 (かわまちづくり整備事業)

3 歳 出

(款) 1 議会費  
(項) 1 議会費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		議会費	165,273	1,076	166,349		1,076
	1	議会費	165,273	1,076	166,349		1,076
		1 議会費	165,273	1,076	166,349		1,076

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
15 工事請負費	817	議場改修	議会運営事務 1,076
18 備品購入費	259	議会備品	

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

2	1	6	3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
									特定財源	一般財源
					総務費	2,442,518	13,987	2,456,505	13,007	980
	1				総務管理費	1,960,502	180	1,960,682		180
		6			企画費	576,922	180	577,102		180
			3		戸籍住民基本台帳費	86,424	13,807	100,231	13,007	800
				1	戸籍住民基本台帳費	86,424	13,807	100,231	国庫支出金 13,007	800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	180	女性活躍推進市民会議委員	総合戦略事業事務費 180
13 委託料	800	ご当地婚姻届ダウンロードサービス等	住民基本台帳事務 13,007 戸籍事務 800
19 負担金、補助及び交付金	13,007	通知カード・個人番号カード交付金	

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

3	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	6,754,031	36,161	6,790,192	3,923	32,238
		児童福祉費	2,908,379	36,161	2,944,540	3,923	32,238
	1	児童福祉総務費	88,393	10,256	98,649	国庫支出金 1,636 県支出金 1,081 分担金負担金 1,206	6,333
	4	保育園施設費	700,543	25,905	726,448		25,905

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
13 委 託 料	10,256	一時預かり事業 8,036 母子生活支援施設入所措置 2,220	子育て支援事業 8,036 母子家庭等支援事業 2,220
15 工事請負費	10,000	蜂屋保育園駐車場用地整地	公立保育園施設管理運営事業 25,905
17 公有財産購入費	15,905	蜂屋保育園駐車場用地購入	

(款) 5 農林業費  
(項) 1 農業費

5	1	1	農林業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			農林業費	546,758	45,015	591,773	30,131	14,884
	1		農業費	418,706	3,081	421,787		3,081
		3	農業振興費	25,802	3,081	28,883		3,081
	2		林業費	128,052	41,934	169,986	30,131	11,803
		1	林業振興費	128,052	41,934	169,986	県支出金 30,131	11,803

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	3,081	ふるさと農産物育成事業補助金 1,980 元気な農業産地構造改革支援事業補助金 1,101	ふるさと農産物育成事業 1,980 元気な農業産地構造改革支援事業 1,101
13 委託料	9,282	設計監理 1,500 破砕機管理等 3,282 里山整備講座事業 4,500	森林整備支援事業 19,873 みのかも健康の森維持管理費 2,000 里山再生事業 15,561 里山整備講座事業 4,500
15 工事請負費	9,344	健康の森維持修繕 2,000 休憩所改修 7,344	
18 備品購入費	3,435	破砕機購入	
19 負担金、補助及び交付金	19,873	環境保全林整備補助金 1,925 岐阜県山林種苗協同組合補助金 1,598 里山林整備補助金 16,350	

(款) 6 商工費  
(項) 1 商工費

6	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	808,950	621	809,571	621	
	1	商工費	808,950	621	809,571	621	
	4	観光費	36,528	621	37,149	諸収入 621	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	621	おん祭美濃加茂実行委員会補助金	市内観光推進事業 621

(款) 7 土木費  
(項) 4 都市計画費

7	4	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	2,347,596	0	2,347,596	△112,582	112,582
	4	都市計画費	1,610,578	0	1,610,578	△112,582	112,582
	4	公園費	350,812	0	350,812	国庫支出金 △59,282 市債 △53,300	112,582

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		

(款) 8 消防費  
(項) 1 消防費

8	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		消 防 費	689,241	5,021	694,262		5,021
	1	消 防 費	689,241	5,021	694,262		5,021
	1	消 防 費	616,099	1,388	617,487		1,388
	3	災害対策費	43,937	3,633	47,570		3,633

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
18 備品購入費	1,388	消防団旗更新	消防団活動事業 1,388
17 公有財産購入費	3,633	防災倉庫用地購入	防災施設整備事業 3,633

(款) 9 教育費  
(項) 2 小学校費

9	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	2,695,666	42,430	2,738,096	5,000	37,430
2	小学校費	550,446	13,000	563,446		13,000
1	小学校管理費	520,693	13,000	533,693		13,000
5	社会教育費	882,749	8,805	891,554	5,000	3,805
7	文化の森費	181,195	8,805	190,000	県支出金 4,300 諸収入 700	3,805
6	保健体育費	693,373	20,625	713,998		20,625
2	保健体育施設費	81,589	20,625	102,214		20,625

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
15 工事請負費	13,000	加茂野小学校パソコン室改修	小学校施設営繕工事 13,000
11 需用費	18	消耗品費	人物顕彰事業 1,404
12 役務費	12	郵便料	文化の森施設整備事業 7,401
13 委託料	6,247	ネットワーク構築委託業務 3,442 張芝指導管理業務等 1,401 坪内造遙大賞記念事業開催 1,404	
14 使用料及び賃借料	20	コピー機使用料	
15 工事請負費	2,236	芝生張替基盤工事	
18 備品購入費	272	屋外用イス・テーブル	
13 委託料	18,245	用地境界確定測量 15,943 不動産鑑定評価 2,302	体育館管理事業 2,380 グラウンド管理事業 18,245
15 工事請負費	2,380	プラザちゅうたいトイレ改修	

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		19,140	8,039 (4.2)			5,742	32,921	4,316	37,237	
	議員	15	94,093						94,093	26,763	120,856	
	その他の 特別職	1,246	46,896						46,896		46,896	
	計	1,263	140,989	19,140	8,039			5,742	173,910	31,079	204,989	
補正前	長等	2		19,140	8,039 (4.2)			5,742	32,921	4,316	37,237	
	議員	15	94,093						94,093	26,763	120,856	
	その他の 特別職	1,236	46,716						46,716		46,716	
	計	1,253	140,809	19,140	8,039			5,742	173,730	31,079	204,809	
比較	長等											
	議員											
	その他の 特別職	10	180						180		180	
	計	10	180						180		180	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	6,719,471	6,506,357	700,500	791,486	6,415,371
(1) 総務	182,623	158,926	9,400	23,953	144,373
(2) 民生	136,612	96,557		31,833	64,724
(3) 衛生					
(4) 農林	506,536	425,282		67,326	357,956
(5) 商工	35,256	18,956		2,570	16,386
(6) 土木	3,447,486	3,102,189	239,400	460,814	2,880,775
(7) 消防	108,748	101,212	25,800	17,513	109,499
(8) 教育	2,302,210	2,603,235	425,900	187,477	2,841,658
2 災害復旧債					
(1) 補助災害					
(2) 単独災害					
3 その他	7,886,486	8,041,432	820,000	733,407	8,128,025
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	506,133	423,071		84,270	338,801
(3) 財源対策債等	667,205	528,815		124,985	403,830
(4) 臨時財政対策債	6,713,148	7,089,546	820,000	524,152	7,385,394
合 計	14,605,957	14,547,789	1,520,500	1,524,893	14,543,396

議第 4 4 号

美濃加茂市固定資産評価員の選任について

美濃加茂市固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を  
求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所

氏 名 山 田 久 美 子

生年月日

議第 4 5 号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 2 8 年 6 月 6 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所

氏 名 高 野 光 泰

生年月日

